

令和2年5月15日

市長定例記者会見資料

西宮市政記者クラブ各位

## 西宮市障害を理由とする差別の解消及び 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に関する条例について

本市では、「ともに生き ともに支えあう 共生のまち 西宮」を障害福祉施策の将来像として定め、障害のある人の理解啓発に取り組んでいます。障害のある人の理解啓発を一層進めるため、令和2年3月定例会で本条例が可決され、7月1日から施行されます。

### 1. 条例の制定目的

障害を理由とする差別を解消し、障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすいまちづくりを推進するために制定しました。

### 2. 条例の特徴について

現在、他の自治体においても障害のある人の福祉の推進のための条例が制定されています。その多くは、①障害者差別解消条例、②手話言語条例、③情報コミュニケーション条例の3つに分類することができます。西宮市において制定された条例は、これらの3つの条例の内容を包括しています。

#### ① 障害者差別解消条例

市民や事業者の責務を定め、障害のある人に対して、障害を理由とする差別をなくすことが目的です。障害を理由とする差別とは、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮を提供しないこと」の2つで、障害を理由とする差別をしてはいけません。

障害を理由とする差別があった場合は、市役所障害福祉課や「障害者総合相談支援センターにしのみや」などの相談機関に相談することができます。それでも解決しない場合は、あっせんの申し立てをすることができます。

#### ② 手話言語条例

手話が言語であることを明確にし、手話を使用する人に対する理解を深めることが目的です。

#### ③ 情報コミュニケーション条例

手話や要約筆記、点字など様々な障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進、普及啓発を行い、情報の取得や意思疎通を促進することが目的です。

お問合せ先

西宮市：健康福祉局 福祉部 障害福祉課

電話：0798-35-3147